

みとよ 農業委員会だより

第10号

平成26年4月1日



関 正幸さん(65歳・三豊市農業委員)

関 啓晃さん(28歳)親子 豊中町

関さん親子は、豊中町桑山地区で約220頭の肉用牛を肥育経営しています。市内の和牛専門店と専属契約しているほか、県外にも出荷しており、とても品質の高い讃岐牛を生産しています。

啓晃さんは会社に就職していましたが、お父さんの仕事に魅力を感じ、平成20年に家族経営協定を締結したことをきっかけに本格的に就農しました。今では、牛舎の管理や牛の仕入れも任されるほどで、正幸さんも「仕事がだいふ楽になった」と息子さんの成長を喜んでいらっやいます。

職業柄休みがなかなか取れないそうですが、お父さんに対して「たまには休んでもらって、遊びにも行かせてあげたい」と啓晃さん。正幸さんも「息子が牛の仕入れに出かけている間は自分が留守番」と、お互いを気遣い、家族で協力し合って日々の大変な仕事をこなしていらっやいます。

啓晃さんは「将来的には自分で育てた牛を自分で販売したい」と食肉関係の仕事も勉強されたそうです。三豊市の若い担い手として、さらなるご活躍を期待しています。

讃岐牛は、
香川県で飼育された、
血統明瞭な黒毛和種です！



編集・発行

三豊市農業委員会

三豊市高瀬町下勝間2373番地1
〒767-8585 TEL 73-3046

三豊市農業委員会委員名簿

〔 任期：平成24年10月1日 ～平成27年9月30日 〕

平成 26 年 4 月 1 日現在

	氏 名	自治会	担 当 区 域 等	備 考
高瀬町	樋笠 完	前側	下麻の区域	
	田村 幸徳	南山	上麻の区域	
	森 昭文	高塚	羽方の区域	
	細川 耕助	深池	佐股の区域	
	石川 博	郷の岡	上勝間の区域	
	中西 幸範	道音寺	下勝間の区域	
	成行 満雄	田井	(上高瀬1・2区)平見 青井谷 石淵 上之荘 北原 中浦 西村 末 北条 早馬 山奥 田井 長法寺 高瀬川NT 竹浅 竹浅団地 井出	
	横江 敏明	上分東	(上高瀬3・4区)土井 中林 楠井 楠井団地 ロータリーマンション高瀬 川下 城原 下所 片上 高木 上分東 上分西 西下 駅東 ギオン通り 駅前 駅前ごくみ	
	三崎 良清	下司	比地中の区域 比地の区域	
	大西 悦子	大吉	【三豊市議会推薦】	
山本町	正田 茂義	山本東上	辻の区域 下河内の区域	
	田中 恒男	庵上	財田西の区域 大野の区域 上河内の区域	
	篠原 雅美	大池	神田の区域 長野・中河内の区域	
三野町	大平 和法	浅津	落合 九免明 大屋敷 鳥坂 深尾 寺地 大門 南原 天道 東・西久保谷 国広 宮脇 西大見 岡崎 浅津 田所 砂押 国実	
	真鍋 義博	坊之前	下組 坊之前 田土 南組 樋之口上 中組 樋之前東 樋之前西 東浜上・下 平柳 法上・下 中浜	
	亀山 博	宗吉	宗吉 山原 宗吉西 上条 円道 谷 正本南・北 北村 大原上・下 汐木原 汐木西 汐木中 汐木浜 田之尻 田中 宮ノ浦 津ノ前西 津ノ前中 津ノ前下 野政	
	岩田 勉	片山	原 大道 出井 道免 上竹田 下竹田 丸尾 小原 下原 原上 片山 山条 山越 峠 通免	
豊中町	関 正幸	1区	桑山の区域	
	森 健	政本	比地大の区域	
	鳥取 義金	新下	笠田の区域	
	細川 保彦	片山	上高野の区域	
	大西 安輝	四ツ足中	本山の区域	
	岩田 正幸	14区	【香川県農業協同組合推薦】	任期 H25.7.1～
	松内 敏男	後藤	【香川県農業共済組合推薦】	任期 H25.4.1～
詫間町	藤田 文擴	尾崎	【豊中町土地改良区推薦】	任期 H26.1.5～
	三谷 茂富	浜中	(松崎の区域)水出 北浦 松崎西・東 須花 浜中 浜北 (三野町下高瀬の松崎新田)	
	真鍋 文男	田井	(詫間の区域)池尻 的場 蟻の首 中郷 宮ノ下 神田下・上 田井 浜田 本村中・上 天満 須田東・西 新浜 塩生 高谷 香田東・西	
	岩田 決	箱	(荘内の区域)名部戸 鴨之越 大浜 波止艾 肥地木 船越 伊砂子 積 箱 生里 仁老浜 粟島 志々島	会長職務 代理者
	田代 敏子	名部戸	【三豊市議会推薦】	
仁尾町	田中 義則	天王	清水 小僧 柿谷 中筋 広江 浦の谷 天王 新開 土井 草木 石ヶ谷 江尻	
	浪越 重喜	片山	峠 千代 片山 砂入加嶺 山下 門前 宮の端 樋の口 新道 南 詫間越 朝日 上家の浦 家の浦 古江上 金坂 風呂の口 川尻 大北 宿入 中津賀 道場前 矢田	
	木下 カオル	砂入加嶺	【三豊市議会推薦】	
財田町	岡崎 育夫	山王	(山分)昼丹波 別所 野田原 黒川 (轟)芋尾 帰来 荒戸上・下 (北地)北地上・中・下 山才 山王	
	堀江 博	雉子尾	(石野)正宗 石野上・下 戸川 (朝早田)雉子尾 久保の下 森 我久	会長
	近藤 隆志	大野地	(川上)北野 中元 本篠 山岡 宮尾 (長樋)長野 泉平 林明 入樋 (大吉)吉田 大野地 朝日	
	岡崎 保子	北地上	【三豊市議会推薦】	

ごあいさつ

三豊市農業委員会会長

堀江 博



日増しに春の暖かさが感じられる今日この頃ですが、皆様方にはご健勝で過ごしのこととお慶び申し上げます。

また日頃より農業委員会の運営及び事業の実施について、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに對し、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年一年間を振り返ってみますと、一昨年十二月末に第二次安倍政権がスタートして以来、アベノミクスと呼ばれる「3本の矢」のうちの成長戦略の中で規制緩和や構造改革を取り入れた政策が次々と打ち出されました。

農業政策では「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定され、農業を足腰の強い産業としていく為の政策【産業政策】と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策【地域政策】を車の両輪として推進していく事となりました。

具体的には
①【産業政策】として、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速させる為の「農地中間管理機構」の制度化と活用
②従来の経営所得安定対策(旧戸別所得補償制度)の見直し及び日本型直接支払制度の創設

③規制改革への取組の中の農業委員会における業務等の見直しであります。

このような中、三豊市の農業は農業者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加など多くの問題があり、農業農村を取り巻く環境は深刻さを増しています。農業委員会では、毎年市内の全農地の利用状況を把握するため、農業委員・補助員による農地パトロールを実施していますが、農地の管理が行われず荒廃する農地が増加しているのが実態です。耕作放棄地は農地集積に支障をきたすだけでなく、周辺農地の病害虫発生、の助長や、有害鳥獣の住処となるなど、農業振興や住環境に悪影響を及ぼすことから、今後早急な耕作放棄地対策の強化が求められています。

そこで農業委員会では遊休農地を解消すべく委員「一人一筆解消運動」を提案してその実践に努めているところです。

どうか所有者の皆様には、農地の貸借など有効な活用と適切な管理に努めていただくとともに、農業委員会事務局や農業委員・補助員にご相談いただき、遊休農地の解消にご協力いただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、皆様方のより一層のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げます。ましてご挨拶いたします。

全国農業新聞の購読を！

この国の農と食を伝えます

全国農業新聞は、
農業者の公的代表機関である
農業委員会系統組織が発行する
週刊の農業総合専門誌です。

週刊 金曜日発行

月600円、年7,200円(消費税込)

お申し込みは農業委員会事務局へ

TEL 73-3046

農事相談開催日程

農業委員会では、農地の貸し借りや農地転用、農業者年金、その他農業に関することについての相談を行っています。予約は不要ですので、お気軽にご相談ください。

開催日	対象地域
平成26年4月7日(月)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
平成26年5月7日(水)	高瀬町・山本町・財田町
平成26年6月9日(月)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
平成26年7月7日(月)	高瀬町・山本町・財田町
平成26年8月7日(木)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
平成26年9月8日(月)	高瀬町・山本町・財田町
平成26年10月7日(火)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
平成26年11月7日(金)	高瀬町・山本町・財田町
平成26年12月8日(月)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
平成27年1月7日(水)	高瀬町・山本町・財田町
平成27年2月9日(月)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
平成27年3月9日(月)	高瀬町・山本町・財田町

開催時間 13：30～16：00

開催場所 高瀬町農村環境改善センター1階 相談室
(農業委員会事務局横)

※日程及び開催場所は、変更になる場合があります。



老後の備えは 農業者年金で安心！

農業者年金は農業者のための国民年金の公的な上乘せ年金です。
農業者にとって、どのように有利な年金なのか、
詳しい制度の内容を Q&A で紹介します！

【農業者年金の加入について】

Q 農業者年金にはどのような人が加入できますか？

A 次の**3つの要件**を全て満たしていれば、農業者年金に加入する資格があります。

- 年間60日以上農業に従事している。
- 国民年金の第1号被保険者である。(保険料納付免除者は除きます)
- 年齢が20歳以上60歳未満である。

また、農業者年金に加入する方は、国民年金の付加年金へも加入します。この国民年金の付加年金とは、付加保険料の月額400円を国民年金保険料に上乘せして納付すると、将来、年金受給の際に「200円×納付月数」の付加年金が受給できる国民年金の上乗せ年金制度です。

Q 納める保険料の額はいくらですか？

A 保険料の額は月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で**自由に選択**でき、いつでも見直すことができます。経営の状況や、自分が必要とする年金額の目標に合わせて保険料の額を選べる弾力性のある制度です。

Q 途中で脱退することはできますか？

A 途中脱退もできます。ただし、それまでに納めた保険料と運用益は、脱退一時金としてではなく、加入期間にかかわらず将来年金として支給されます。

農業委員会補助員 74 名

(敬称略)

【任期：平成24年10月1日～平成27年9月30日】

区域	氏 名	自治会	区域	氏 名	自治会	区域	氏 名	自治会
高瀬町	十鳥 正一	杉 庄	山本町	西山 勉	吹 上	豊中町	大西 幸忠	七 尾
	大西 孝幸	大 吉		白川 正美	協 和		大西 昭憲	石 成
	近藤 準三	南 山		河野 憲太郎	北 側		黒田 正志	竹 田 園
	森 毅	高 塚		糸川 勝繁	道 下		石川 和延	森 安
	近藤 省三	二ノ宮中		片桐 正夫	西 中		大塚 昭彦	下 原
	山路 輝男	深 池		藤川 正文	田 の 口		金丸 貞重	摺 木 中
	大森 政信	本 谷		大西 英之	岩 瀬	詫間町	横田 實	寺家下1
	中山 唯史	鴨 谷		大西 英治	砂 古		松繁 高弘	須 花
	豊嶋 昇	砂 古	三野町	三好 良夫	出 井		三谷 益彦	浜 中
	梶 清司	高 口		藤田 俊和	南 原		安藤 健二	宮 ノ 下
	豊岡 文仁	林		齋藤 満徳	西久保谷		竹安 正行	天 満
	戸城 高司	石 洲		藤田 義雄	宮 脇		山口 順一	大 浜
	藤林 忠義	西 村		関 一吉	東 浜 上		樽井 智	生 里
	岩本 弘志	早 馬		石井 千穂見	法 下	仁尾町	田淵 久二	小 曾
	地藤 勇	楠 井		嶋田 明宜	原 上		喜田 直樹	詫 間 越
	山下 潔	片 上		新延 健	通 免		岡田 龍宗	家 の 浦
	真鍋 清	西 下		山本 護	北 村		木下 文夫	江 尻
	小畑 哲雄	爺 神		三木 茂	汐 木 西	財田町	竹林 順一	屋 丹 波
	石井 光秀	溶 目	豊中町	加藤 徹	1 区		石原 常男	荒 戸 下
山本町	高田 和雄	北 郷		大宮 健児	6 区		岩倉 朝一	戸 川
	近藤 雅晴	成 行		松浦 光春	8 区		多田 清	森
	永田 和明	山本西三		筒井 正美	1 5 区		野口 豊弘	中 元
	原 和博	大 辻 北		西宇 幸男	小 路 東		藤田 友一	入 樋
	黒川 昌澄	寺 上 東		*豊田 三徳	中		山田 隆生	吉 田
	藤田 譲	上 二		篠原 道数	野 津 午			

*任期・・・H25年11月～

農業委員の担当区域の広域化に対応して、農業委員の業務を補助するため農業委員会補助員が委嘱されています。農地の有効利用を図るため農業委員に協力して業務を行います。

三豊市賃借料情報

農地法第52条に基づき農地の賃借料情報を提供します。なお、この「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力はなく、賃借料決定の参考として提供するものです。契約の際には、貸し手と借り手の両者で十分に協議をしてください。

平成25年1月から平成25年12月までに、農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結（公告）された田・畑・樹園地の賃貸借における賃借料水準（10a当り）は、以下のとおりです。

締結(公告)された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
高瀬町	田	9,500円	15,000円	3,500円	27筆	使用貸借・642筆
	畑				1筆	使用貸借・63筆
	樹園地	5,000円	5,000円	5,000円	14筆	使用貸借・19筆
山本町	田	11,000円	17,000円	4,000円	39筆	使用貸借・176筆
	畑	8,300円	10,600円	5,000円	5筆	使用貸借・28筆
	樹園地				0筆	使用貸借・0筆
三野町	田	6,200円	10,000円	3,000円	124筆	使用貸借・306筆
	畑				1筆	使用貸借・18筆
	樹園地				0筆	使用貸借・1筆
豊中町	田	7,100円	12,600円	3,000円	63筆	使用貸借・414筆
	畑				0筆	使用貸借・18筆
	樹園地				0筆	使用貸借・0筆
詫間町	田	4,900円	5,000円	4,400円	4筆	使用貸借・75筆
	畑				0筆	使用貸借・22筆
	樹園地				0筆	使用貸借・2筆
仁尾町	田	11,200円	14,800円	6,800円	7筆	使用貸借・26筆
	畑				0筆	使用貸借・26筆
	樹園地	9,200円	13,900円	7,100円	7筆	使用貸借・49筆
財田町	田	7,300円	13,000円	5,000円	26筆	使用貸借・136筆
	畑				1筆	使用貸借・39筆
	樹園地				0筆	使用貸借・3筆

*データ数は、集計に用いた筆数です。(平均値の170%を超えるもの及び30%未満のものは除いています。)

*賃借料を物納支給(米)としている場合は、60Kg当り13,000円に換算しています。 *金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

*データ数が4筆に満たない場合は、表示していません。 *備考は使用貸借(無償での貸借)のデータ数を表示しています。

【税制の優遇措置】



Q 公的年金ならではのメリットは？

A 農業者年金は公的な年金制度なので、税制面でも民間の個人年金保険とは異なり、いろいろな優遇措置があります。

- **支払った保険料は全額、所得税・住民税の「社会保険料控除」の対象になります。**その分課税対象所得が下がり、納める税金が安くなります。
また、経営主（＝納税者）自身の農業者年金の保険料だけでなく、生計を一にする配偶者や後継者の保険料についても経営主の所得から控除できます。
- **受け取る年金も公的年金等控除の対象になります。**65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

【保険料の国庫補助】



Q 保険料の負担が大きいのですが…。

A 次の3つの要件を全て満たしていれば、**保険料の国庫補助**を受けられます。

- 60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれる。
- 農業所得（配偶者、後継者の場合は支払を受けた給料等）が900万円以下である。
- 次の「保険料の国庫補助対象者と補助額」の表の必要な要件に該当する。

保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国の補助する額（円）	
		35歳未満	35歳以上
区分1	認定農業者で青色申告者	10,000	6,000
区分2	認定就農者で青色申告者	10,000	6,000
区分3	区分1（または区分2）の者と家族経営協定を締結していて経営に参画している配偶者や後継者	10,000	6,000
区分4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たし、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000	4,000
区分5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1になることを約束した後継者	6,000	—

*区分3と5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

【少子高齢化時代に強い！ 安定した積み立て方式の年金】

Q 積み立て方式の年金とは？

A 自分が納めた保険料と運用益を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、その年金原資の額に応じて年金額が決まる方式です。自分の年金を自分で積み立てていくので、今後**少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません**。しかも、一般の保険会社の年金では加入者が人件費や店舗費用などの手数料を負担するのが一般的ですが、農業者年金は**加入者の方に手数料の負担はありません**。納めた保険料の全てが年金試算に算入されます。

Q 保険料の運用は安全ですか？

A 保険料の資産運用は、複数資産への分散投資で安全性を確保しています。また長期的に運用することで、**安定的にプラスの利回りを確保しています**。最近10年間の平均運用利回りは年率2.07%となっています。加入者には毎年、ご自身の積立・運用状況をお知らせしています。



【80歳までの保証付きの終身年金】

Q 年金はいつまで受け取れるのですか？

A 農業者年金は原則65歳から受給が始まり、**生涯受け取ることができます**。これにより、何歳まで生きるか誰も予測できない老後生活にとって、ずっと一定の所得が確保されます。

Q 万が一、早く亡くなってしまったら？

A もし、80歳前にお亡くなりになった場合には、死亡した翌月から80歳に到達する月までに受け取れるはずであった農業者年金の現在価値に相当する額が、**死亡一時金としてご遺族に支給されます**。

Q 将来どれくらいの年金が受給できるのでしょうか？

A 将来の年金額は、農業者年金基金ホームページ（<http://www.nounen.go.jp/>）で簡単に試算できます。
また、**農業委員会事務局でも試算できます**ので、お気軽にご相談ください！

女性農業委員活動紹介

三豊市の女性委員たちもそれぞれの地域で活動しています。今回その一部をご紹介します。

仁尾小学校では、五年生が社会科と食育学習の一環で米作りをしています。以前からこの活動を知ってはいましたが、孫が五年生になったのをきっかけにお手伝いのつもりで一緒にやってみようと思いました。

五月に育苗箱に種もみをまき、六月に大きくなった苗を持って田植えに挑戦です。裸足で水の中に入り、印のついた長いロープを張り、横一列になつて足をとられながらも後ろ下がり植えていきます。大きな掛け声とともに、自分の分と遅い人も手伝いながら最後までがんばりました。終わってから田んぼから上がり緑一色になった田んぼを見て感激でした。

地域の方の水管理、消毒などの世話により、大きく育った稲の刈り取りが十月です。長靴姿で、手袋に鎌を持ち、二人一組になつて交替しながら刈って束ねます。長いきいを打ち、はぜかけも手伝いました。束ね方が緩く解けたものは直しながら、その後網を張りました。

天日干しで一ヶ月後脱穀です。大きなコンバインで、みんなで一束ずつ順番に脱穀していきます。最後に長い筒から実った籾がとび出し大きな袋に入ると、子ども達から大きな歓声が上がりました。もみすり後精米して学校へ持って行き、みんなでおにぎりにしていただきました。子ども達が最後にお礼を言ってくれました。

今は田植えから稲刈りまで機械化され、農家の子どもさえ米作りを手伝う機会が少ないので、よい経験をさせてあげられたと思います。地域の皆さん方にも大変お世話になりました。



木下カオル



香川県女性農業委員の会 設立総会

人と人とのつながりを大切に、できることから一歩一歩進んで行きたいと思っています。

詫間町内半島積地区で、耕作放棄地を活用して、「美咲クラブ」のみなさんがフラワーパークを管理運営されています。

私たち女性農業委員も「何かできることをしたい」と思い、昨年の瀬戸内国際芸術祭に合わせて開花するようにコスモスの種まきや草刈をお手伝いしました。また、小学生の体験学習にも参加させていただき、子ども達と楽しく、マーカーレットやキンセンカの植え付け体験をしました。

また、今年から「香川県女性農業委員の会」が発足し、女性農業委員が組織化され新たな活動が始まります。

田代 敏子



岡崎 保子



私たち女性農業委員は生ゴミの減量化に取り組むために、前任の委員さんたちがされていた「孟ツアルト」(孟宗竹を粉にして放線菌や糸状菌などの善玉菌を強化した生ゴミ処理床)と、三豊市が勧めるEM菌を使った生ゴミ処理のモニターをしています。

どちらも生ゴミを入れて一週間から二週間くらいでゴミの量が減っています。ゴミ容器がいっぱいになれば、畑の土に混ぜて堆肥としています。

この春、これらの堆肥を混ぜた土地にジャガイモと小松菜を植える予定です。



【家族経営協定を締結しましょう】



Q 農業者年金保険料の国庫補助の要件にあった「家族経営協定」とはなんですか？

A 農業の家族経営の方針や、家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて話し合い作成する、家族内の取り決めです。

Q 家族経営協定を締結するメリットは？

A 家族みんなの話し合いで、経営や暮らしの現状を見つめなおすきっかけとなります。共通の目標をもち、経営の役割分担も明確になることで、家族経営の経営力の向上につながります。また、後継者へのスムーズな経営継承にも役立ちます。

制度上のメリットとしては、

- 夫婦や後継者と一緒に**認定農業者の共同申請**をすることができる。
- 認定農業者で青色申告をしている経営者と家族経営協定を締結することで、配偶者や後継者が農業者年金の保険料の国庫補助を受けることができる。

などがあります。

詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。

わたしも協定を結んでいます！



農業委員
大西 悦子さん

主人が認定農業者だったので、共同経営者となれば、私も認定農業者になれると勧められ、平成20年12月に家族経営協定を締結しました。労働時間、お互いの趣味を生かすための休日の取り方、作業分担、経営管理のための簿記記帳等を話し合い、協定書を作成しました。

青色申告の簿記記帳は手書きでしたが、普及センターの方に指導していただいて、パソコンで複式簿記をする様になり、経営や暮らしの改善に役立っています。

講習会、研修会等の私宛ての郵便物も増えて、参加する機会も多くなり大変ですが、たくさんの人達と知り合いになれました。今は家族で協力し合って農業ができることをうれしく思っています。



家族経営協定調印式



家族経営協定調印式

平成26年1月に協定を締結した
山本町藤田さんご夫婦(上)と
山本町藤田さん親子(下)

農業者年金についての詳しいお問い合わせは、
農業委員会事務局または、JA 香川県各支店へどうぞ。

農地は限られた資源、耕作放棄地を活用しよう！

～耕作放棄地再生対策補助金のご案内～

三豊市では、農業者、農業者組織、農業参入法人等が荒廃した農地を引き受けて、農作物生産の再開に向けて行う再生作業や土づくりなどの取組を総合的に支援しています。



(写真) 平地農業地帯でも荒廃農地が見られる→

●耕作放棄地再生対策補助金の活用事例

- ・新規就農や農外企業が農業に参入する際、より多くの農地を確保するため、耕作放棄地を積極的に引き受けた。
- ・人力では再生不可能な農地でも補助金を活用することで復旧できた。

「耕作放棄地再生対策補助金」の対象となる主な要件

- ① 再生する農地が自己所有地でないこと。(→借りる・購入農地が対象)
- ② 再生する農地が農業振興地域の農用地であること。
- ③ 再生する農地が1年以上耕作されずに荒れている農地であること。
- ④ 再生する農地で今後5年間継続して作物を作付けする計画があること。

以上の要件をすべて満たしている方が対象となります。



耕作放棄地は、近隣農業施設(農道・水路等)の維持管理の妨げになるだけでなく、有害鳥獣の発生を助長するなど農業生産や住環境に悪影響を及ぼします。

耕作放棄地の発生を抑制するために、「耕作放棄地再生対策補助金」、「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払制度(旧農地・水保全管理交付金)」を活用し、地域で発生防止に取り組むことが重要です。



(再生前)



(再生後)

耕作放棄地の再生に関しては、事前に三豊市担い手育成総合支援協議会(農業振興課内、Tel 73-3040)までお問い合わせください。

農地を転用するときは農地法の許可が必要です

- 農地は、大切な食料の供給基盤です。
- 一度、農地以外に転用されると元に戻すことは極めて難しいことから、無秩序な転用による農業環境の悪化を防止し、秩序ある土地利用に努める必要があります。
- 我が国の食料自給力を高め、食料安全保障のため、みんなで優良農地を守りましょう！

☆農地転用とは☆

農地(田や畑)を住宅や店舗等の建物敷地、資材置場、駐車場、太陽光発電施設等農地以外の用地に転換することです。なお、一時的に資材置場や土砂採取場等に利用する場合も転用になります。

農地転用の許可申請の受付は、農業委員会で行っています(4haを超える農地転用の場合は県知事)。詳しくは、農業委員会事務局(TEL: 73-3046)にお問い合わせください。

なお、農振法に基づく農用地区域内にある農地については、農地転用許可申請に先立ち、農用地区域から除外しておく必要があります。除外は、農用地利用計画変更申出書を提出して行います。詳しくは、農業振興地域制度を担当する農業振興課(TEL: 73-3040)にお問い合わせください。

『利用権設定』で安心できる農地の貸し借りを

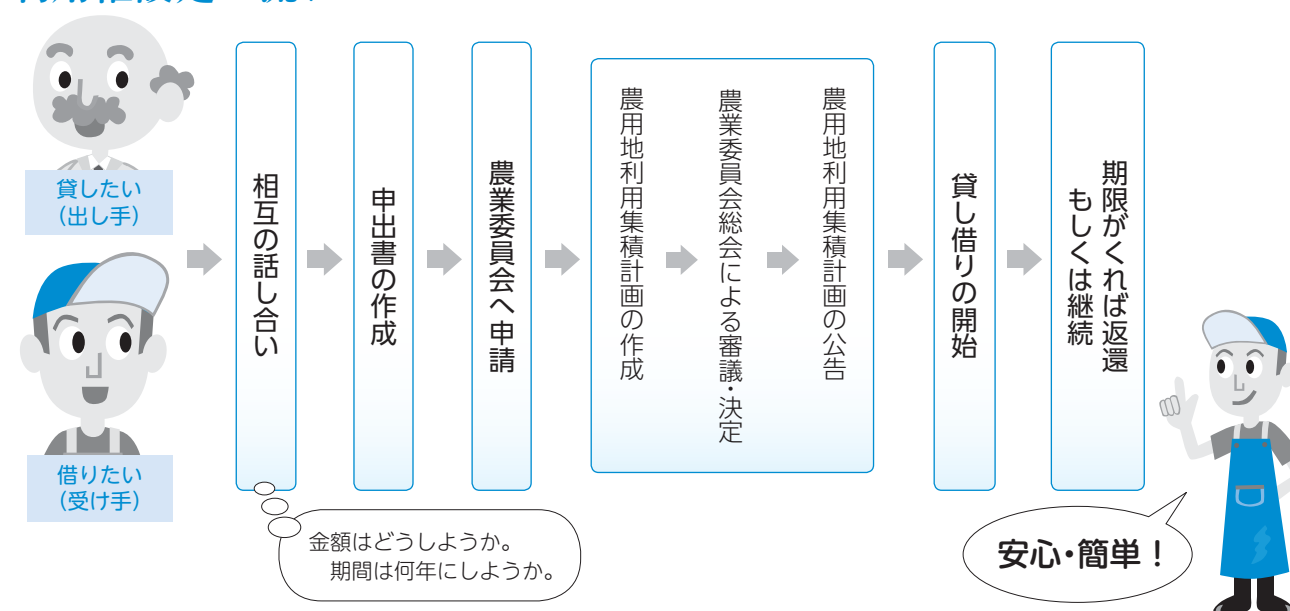
「利用権設定」とは農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借契約です。この制度を利用すると簡単な申し込みで農地の貸し借りができます。

利用権設定の申し込み期限は、毎月10日(ただし12月は5日)です。三豊市農業委員会事務局または市役所各支所まで申出書を提出してください。

☆メリット☆

- ・農地法の許可が不要です。受け手の下限面積もありません。
- ・貸した農地は期限がくれば離作料を支払うことなく必ず返ってきます。
- ・期限は農業委員会事務局からお知らせします。また、継続する場合も簡単な手続きでできます。
- ・双方の合意があれば、途中解約もできます。
- ・共有農地について、貸借期間が5年以内の利用権を設定する場合は、共有持分の1/2を超える同意で、利用権が設定できます。

利用権設定の流れ



かけがえのない農地を守り、有効に利用しましょう！

農地は荒らさず耕作しましょう！

農地の権利を有するものは…

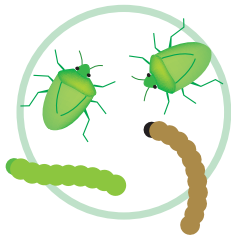
「農地を農地として利用する責務」があります！

＊農地法では、「農地の所有権・賃借権等を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の《責務規定》が設けられています。

農地は限りあるかけがえのない地域の貴重な資源です。一度荒れてしまうと、もとの耕作できる状態に戻すまでに大変な労力がかかってしまいます。自ら耕作できないなど、農地の利用でお悩みの方はお早めに地元の農業委員や農業委員会事務局（Tel 7 3 - 3 0 4 6）までご相談ください。

遊休農地が発生すると**環境の悪化**につながります

病害虫の発生



産業廃棄物などの不法投棄



雑木・雑草の繁茂



鳥獣害の発生



火災の発生



平成 25 年度三豊市耕作放棄地調査結果

この調査は三豊市の農地利用状況について、平成 25 年 8 月～9 月までに農地パトロールを実施し、耕作放棄地について取りまとめたものです。

上段（ ）前年度

(面積：ha)

	緑		赤		計	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
高 瀬	(1,526)	(104)	(2,868)	(266)	(4,394)	(370)
	798	52	3,353	304	4,151	356
山 本	(2,395)	(341)	(440)	(58)	(2,835)	(399)
	1,368	153	1,442	231	2,810	384
三 野	(1,545)	(99)	(329)	(28)	(1,874)	(127)
	1,228	78	723	63	1,951	141
豊 中	(1,402)	(72)	(1,055)	(60)	(2,457)	(132)
	1,170	60	1,240	70	2,410	130
詫 間	(829)	(48)	(6,723)	(344)	(7,552)	(392)
	586	27	7,744	374	8,330	401
仁 尾	(499)	(29)	(1,143)	(114)	(1,642)	(143)
	355	19	1,507	144	1,862	163
財 田	(697)	(92)	(738)	(105)	(1,435)	(197)
	429	55	825	133	1,254	188
三豊市	(8,893)	(785)	(13,296)	(975)	(22,189)	(1,760)
	5,934	444	16,834	1,319	22,768	1,763

(耕作可能な農地への復元可能な度合いによる色分け)

緑：整備すれば利用可能

赤：森林・原野化し耕作可能な農地への復元困難



農地パトロールの様子